

27 障第 671 号
平成 28 年(2016 年) 3 月 15 日

指定共同生活援助事業所の長
指定障害者支援施設の長 様
指定障害児入所施設の長

長野県健康福祉部障がい者支援課長

障害福祉施設における利用者預り金等の適正管理の再度の徹底について（通知）

標記については、平成 23 年 11 月 17 日付け 23 障第 422 号により、利用者預り金等（利用者小遣いを含む。以下同じ。）の管理上の留意事項を通知したほか、平成 24 年 2 月 6 日付け 23 障第 559 号により、「利用者預り金管理規程（参考例）」を提示するとともに、取扱手続、管理規程の見直し、関係職員に対する研修の実施等、預り金等の管理に万全を期すよう通知したところです。

しかしながら、今般、障害福祉施設において、職員による利用者預り金に係る不祥事が発生したことは、誠に遺憾であります。

については、平成 24 年 7 月 12 日付け障第 248 号でお示したチェックリストにより、管理体制を再度点検し、不備があった場合は早急に改善いただくとともに、利用者預り金等の適正な管理について、万全を期していただきますようお願いいたします。

また、万一、不祥事が発生した場合は、電話により直ちに下記あて第一報を御連絡いただくとともに、速やかな事故報告書（不祥事案用）を提出してください。

障がい者支援課 施設支援係

担 当 岸田 守（課長） 阿部 徹（担当）

電 話 026-235-7149（直通）

F A X 026-234-2369

e-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp